
HADO 公認チーム規約

2023 年 ADDITIONAL SEASON 版

1 HADO 公認チームの定義

- 1.1 HADO 公認チームとは、HADO 運営事務局が HADO の実力を認め、HADO の今後の発展に寄与すると判断したチームに対して発行する資格の事をいう。
- 1.2 HADO 公認チームの所属プレイヤー及び運営スタッフは、HADO プレイヤーとしてプロフェッショナルであるという自覚とスポーツマンシップを持ち、常に技術の向上に努め、HADO の発展に寄与しなければならない。

2 HADO 日本ランキングへの参加

- 2.1 HADO 公認チームは HADO 運営事務局定める HADO 日本ランキングへ参加しそのランキングを HADO 公式 WEB サイトや公式 SNS などで公表できるものとする。
- 2.2 HADO 日本ランキングは日本の HADO 公認チームを対象とし、出場した公式大会の成績に応じて付与される HRP (HADO RANK POINT) のうち有効となる HRP の多さにより順位が決定されるものとする。
- 2.3 HADO 日本ランキングの対象となる HRP は直近 1 年間(365 日間)に出場した大会の中で、獲得した HRP が多い上位 10 大会分の累計 HRP を有効 HRP とするものとする。
- 2.4 HADO 日本ランキングの更新日は原則として GRADE が HADO 500 以上の大会開催日の翌月曜に行うものとする。ただし月曜が祝日の場合はその翌日を更新日とする。

3 HADO 公認チームの編成

- 3.1 HADO 公認チームに所属可能なメンバーの上限は 6 名とする。
- 3.2 HADO 公認チームには所属メンバーとして監督、コーチ、マネージャーなどチーム運営スタッフをチームに所属させることができる。
- 3.3 HADO 公認チームの所属メンバーは中学生以上でなければならない。

- 3.4 HADO 公認チームの所属メンバーが満 16 歳未満で構成される場合、メンバーとは別にチーム代表者として保護者を登録しなければならない。
- 3.5 HADO 公認チームの所属メンバーは他のチームと重複して所属してはならない。
- 3.6 HADO 公認チームの所属メンバーは原則として日本在住者（国籍は問わない）でなければならない。

4 HADO 公認チーム登録の内容

4.1 HADO 公認チームの登録内容は以下の通りとする。

・チーム名 ・チームの写真 ・チーム代表者の氏名（本名） ・チーム代表者の住所 ・チーム代表者の電話番号 ・チーム代表者のメールアドレス ・報酬等の振込先口座情報 ・全所属メンバーの氏名（本名） ・全所属メンバーのプレイヤーネーム（チーム運営スタッフは表示名） ・全所属メンバーの写真

4.2 使用できるチームの写真はチームメンバーの集合写真やチームのロゴ、所属メンバーの写真は個人の顔が判別できるもの（イラスト等は不可）とする

4.3 使用できる写真やロゴは協賛企業、運営等への誹謗中傷を示唆する意匠が入ったもの、著作権を侵害するもの、公序良俗に反するもの、その他運営事務局が不適切であると判断したものは認められない

4.4 HADO 運営事務局は、HADO 公式 WEB サイトやイベントに関わる制作物に以下の内容を使用できるものとする。

・チーム名 ・チームの写真 ・全所属メンバーのプレイヤーネーム（チーム運営スタッフは表示名） ・全所属メンバーの写真

4.5 HADO 公認チームの登録内容を変更する場合は、HADO 運営事務局が提示する方法で申請し、HADO 運営事務局の承認を得なければならない。

4.6 運営スタッフを所属プレイヤーに登録を変更する場合、もしくは所属プレイヤーをチーム運営スタッフにする場合は、HADO 運営事務局が定めた移籍期間（オフシーズン）に申請を行わなければならない。

5 HADO 公認チーム名及びプレイヤーネーム、運営スタッフの表示名の制限

- 5.1 HADO 公認チームのチーム名には他の公認チームが使用している固有名詞を使用してはならない。
- 5.2 他者の固有名詞を許可なく HADO 公認チーム名及びプレイヤーネーム、運営スタッフの表示名に使用してはならない。
- 5.3 HADO 運営事務局が社会的もしくは運営上不適切と判断した場合は、HADO 公認チーム名及びプレイヤーネーム、運営スタッフの表示名を変更しなければならない。

6 HADO 公認チームになる権利の発行

- 6.1 HADO 運営事務局から HADO 公認チームになる権利の発行を受けたチームは、それを受諾することで HADO 公認チームになることができる。
- 6.2 HADO 公認チームになる権利の発行を受けたチームに、未成年のプレイヤーがいる場合、受諾したことで保護者の同意を得たものとする。
- 6.3 HADO 公認チームになる権利を発行する条件は以下の通りとする。
 - ・ チーム及び所属プレイヤーの過去の公式大会での実績を考慮し、HADO 運営事務局が HADO 公認チームとしてふさわしいと判断した場合
 - ・ HADO ACADEMY を修了、または HADO ACADEMY ジュニアクラスを 6 ヶ月以上履修したプレイヤーを 2 名以上含み、HADO 運営事務局が今後も継続的に HADO の発展に寄与するチームだと判断した場合
 - ・ 店舗主催の非公式大会を含む当該の大会において所定の成績を収め、HADO 運営事務局が今後も継続的に HADO の発展に寄与するチームだと判断した場合
 - ・ その他、例外的に HADO 運営事務局が HADO の発展に大きく寄与するチームだと判断した場合

- 6.4 HADO 公認チームになる権利は、権利を発行された日から 90 日間有効となり、辞退もしくは 90 日が経過した場合、HADO 公認チームになる権利は失効となる。
- 6.5 HADO 公認チームになる権利の発行時と受諾時で所属メンバーが著しく変わっている場合や、HADO 公認チームとしてふさわしくない行為を行った場合は、HADO 運営事務局の判断で HADO 公認チームになる権利を剥奪することができる。
- 6.6 HADO 公認チームになる権利を失効もしくは剥奪されたチームは、原則として失効日から 90 日間は発行条件を満たした場合も HADO 公認チームになる権利が発行されることはない。ただし HADO 運営事務局が HADO の発展に大きく寄与するチームだと判断した場合例外として HADO 公認チームになる権利が発行される場合がある。
- 6.7 HADO 公認チームを解除されたチームは、原則として解除日から 90 日間は発行条件を満たした場合も HADO 公認チームになる権利が発行されることはない。ただし HADO 運営事務局が HADO の発展に大きく寄与するチームだと判断した場合例外として HADO 公認チームになる権利が発行される場合がある。

7 HADO 公認チームの解除

- 7.1 HADO 公認チームは以下のいずれかに該当した場合、HADO 公認チームを解除されるものとする。
- ・ HADO 公認チームになる権利を受諾した日から 1 年間公式大会に出場していない
 - ※ただし 1 年間公式大会に出場していなくともチーム継続の意思があり運営が認める場合はその限りとししない
 - ・ 最後に公式大会に出場した日から 1 年間公式大会に出場していない
 - ※ただし 1 年間公式大会に出場していなくともチーム継続の意思があり運営が認める場合はその限りとししない

- ・ HADO 公認チームが解散申請を行い、HADO 運営事務局がそれを承認した場合
- ・ 社会的もしくは HADO 公認チームとしてふさわしくない行為を行ったと HADO 運営事務局が判断した場合

7.2 HADO 公認チームを解除された場合、日本ランキング等の記録はリセットされ、再度 HADO 公認チームになった場合も引き継がれることはないものとする。

8 HADO 公認チームへの加入及び脱退

- 8.1 HADO 公認チームの所属メンバーの加入または脱退をする場合は、HADO 運営事務局が提示する方法で申請し、HADO 運営事務局の承認を得なければならない。
- 8.2 HADO 公認チームの所属メンバーは HADO 運営事務局が定めた期間（オフシーズン）を除き、他の HADO 公認チームに加入（移籍）することはできない。
- 8.3 HADO 公認チームから脱退した所属メンバーは、脱退したシーズン中は他の HADO 公認チームに加入することはできない。
- 8.4 HADO 運営事務局が不適切と判断した加入及び脱退の申請は、HADO 公認チームと HADO 運営事務局で協議を行い適切に対応するものとする。

9 HADO 公認チームの解散

- 9.1 HADO 公認チームを解散する場合は、HADO 運営事務局が提示する方法で申請し、HADO 運営事務局の承認を得なければならない。
- 9.2 HADO 公認チームが解散した場合、解散時の所属プレイヤー及び監督は、解散したシーズン中は他の HADO 公認チームに加入することはできない。
- 9.3 原則として解散した HADO 公認チームの再結成は認められない。ただし、HADO 運営事務局がやむを得ない事情での解散及び再結成だと判断した場合はその限りではない。

10 HADO 公認チームの活動休止

- 10.1 HADO 公認チームは HADO 運営事務局が定めた期間（オフシーズン）に申請を行うことでチームを活動休止とすることができる。
- 10.2 活動休止中の HADO 公認チームは HADO 運営事務局が定めた期間（オフシーズン）に申請を行うことでチームの活動を再開することができる。
- 10.3 HADO 公認チームを活動休止または活動再開とする場合は HADO 運営事務局が提示する方法で申請し、HADO 運営事務局の承認を得なければならない。
- 10.4 活動休止中のチームは保有する HRP や勝敗数などのチーム成績は保持したまま一時的に HADO 日本ランキングから除外される。
- 10.5 活動休止期間は 1 シーズン毎とし、原則として最長 1 年間までとする。
- 10.6 活動休止の HADO 公認チームのメンバーはチームを一時離脱することができ、一時離脱したメンバーは他の HADO 公認チームに所属することができる。
- 10.7 活動休止中のチームには最低 1 名以上のメンバーが在籍していなくてはならず、且つそのメンバーは前シーズンに在籍していたメンバーでなければならない。
- 10.8 HADO 公認チームが活動再開時には、活動再開時点での保有する有効な HRP により暫定順位を決定し通知される。大会出場資格等はその暫定順位に準拠するものとする。HADO 日本ランキングへの復帰は、活動再開後の翌ランキング更新日とするものとする。
- 10.9 前シーズンの大会参加実績が 2 回未満の HADO 公認チームは HADO 運営事務局によって活動休止とすることができる。ただしチームに活動継続の意思があり HADO 運営事務局がそれを認める場合はその限りとししない。

11 HADO 公認チーム及び所属メンバーへのペナルティ

- 11.1 HADO 公認チーム及び所属メンバーが本規約及び大会規約に違反したと HADO 運営事務局が判断した場合、ペナルティを与えることができる。

11.2 与えるペナルティは、軽いものから順に警告、大会の失格、一定期間の大会出場禁止、無期限の大会出場禁止、HADO 公認チームへの所属資格の取り消しがあり、悪質さ、影響の大きさなどを考慮し、審判及び HADO 運営事務局が決定する。

11.3 同一のチームや人物が繰り返し本規約に違反した場合、より重いペナルティが与えられる。

11.4 HADO 運営事務局は与えたペナルティを、HADO 公式 WEB サイトや公式 SNS などで公表できるものとする。

11.5 ペナルティによって大会失格処分が下された場合、その大会で獲得したあらゆる権利や報酬獲得資格は剥奪される。

12 本規約の改定等

12.1 HADO 運営事務局は、本規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、電子メール、書面その他 HADO 運営事務局が適切と判断する方法により通知し、通知した時点からその効力を生じるものとする。

問い合わせ先

HADO 運営事務局

Mail : marketing@meleap.com